

小矢部市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、小矢部市が施工する工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、請負金額が1件200万円以上の工事について行うものとする。ただし、市長が必要でないと認めたものは、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、監督員、工事担当課長(若しくは担当課長補佐)及び検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、検査員にあつては、完成検査及び部分引渡しに伴う検査のときと、監督員及び工事担当課長にあつては、完成検査のときとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事毎に行うものとする。

2 工事成績の評定は、別記様式「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、監督員は別紙1～別紙1、工事担当課長は別紙2～別紙2、検査員は別紙3、3、3-1～別紙3-48の各々「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき、評定者ごとに厳正かつ適格に行うものとする。

4 監督員は、工事完成後速やかに評定結果を検査員に提出するものとする。

5 検査員は、工事の完成検査を完了したときは、当該工事に係る評定の結果を取りまとめて「工事成績採点表」を完成するものとする。

6 評定にあたっては、別紙4の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。

7 工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙5-1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、別紙5-2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。